

公 示

貨物自動車運送事業法第8条第2項に基づく命令の発動基準

制 定 令和7年4月30日 九運公第17号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第8条第2項に基づく命令（以下、事業計画に従い業務を行うべき命令という。）を発動する際の基準を下記のとおり定めたので公示する。

九州運輸局長 原田 修吾

記

1. 一般貨物自動車運送事業者に対する事業計画に従い業務を行うべき命令は、当該事業者が次のいずれかに該当することとなった場合に発動するものとする。
 - (1) 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導の結果、事業計画にかかる項目（各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数について、配置されている車両数に対応するための事業計画変更手続きが「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針」（平成15年2月28日付け九運公福第82号）1.（3）①の基準を適用するものに限る。）が「否」であり、改善期間内に改善がなされていない場合。ただし、当該項目を含む事業計画変更認可申請に係る審査中のものは除く。
 - (2) 監査の結果、事業計画にかかる項目に違反（各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数について、配置されている車両数に対応するための事業計画変更手続きが「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針」（平成15年2月28日付け九運公福第82号）1.（3）①の基準を適用するものに限る。）が認められた場合。
 - (3) その他、各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数が事業計画における事業用自動車の種別ごとの数を満たさなくなると認められる場合（配置されている車両数に対応した事業計画変更手続きが「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針」（平成15年2月28日付け九運公福第82号）1.（3）①の基準を適用するものに限る。）。
2. 事業計画に従い業務を行うべき命令を発動する場合の手続きについては以下とする。

- (1) 事業計画に従い業務を行うべき命令は、1.(1)～(3)の場合において、事業計画変更の違反行為に対し、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行う。

なお、1.(1)については、あらかじめ事業者を運輸支局等（運輸監理部並びに地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に呼び出し、車両台帳、車検証等により事実確認を行うものとする。

- (2) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成25年9月30日付け九運公第34号（別添1）。以下「行政処分等の基準」という。）1.(6)に準じて、事業者を運輸支局等に呼び出し、事業計画に定めるところに従い事業を行うよう指導し、命令の日から原則3か月以内に改善報告（必要に応じた事業計画の見直しを含む。）を提出するとともに、報告内容に応じた事業計画変更認可申請又は事業計画変更届出を行うよう措置する。
- (3) 上記(2)の報告及び必要となる申請（届出を含む。）が当該期間までに行われない場合、又は当該申請が認可されなかった場合には、事業計画に従い業務を行うべき命令違反として取り扱うものとする。
- (4) 上記(3)の命令違反として取り扱う場合には、法第8条第2項に係る違反行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、併せて再度事業計画に従い業務を行うべき命令を発動するものとし、再度これに従わなかった場合には、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

附 則

1. この基準は、令和7年5月1日から施行する。